

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
熊谷羽生線	加須市志多見字上川面一三三番一地先から 同市志多見字上川面一六二番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る)	令和六年二月二十日	令和六年二月二十日付け埼玉県行田国土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一三二・九〇メートル